

鞍手町単独財政の今後の推移

1. 目的

合併特例法の申請期限までの合併断念を受けて、今後の鞍手町の財政について、単独財政におけるシュミレーションを作成し、今後の財政運営の論議の資料として作成する。

2. 方法

経済不況の影響及び国が示している「三位一体の改革」による地方交付税の見直しや国庫負担補助金の一般財源化等により数値の見込みは困難であるが、国が示している平成17年度地方財政計画を基本として、本町の平成15、16年度決算額及び行政改革大綱実施計画、主要事業実施計画等を考慮して、それらの資料から推計できる範囲内で平成17年から平成21年までの各年度の歳入歳出項目における見込額を精査し、各年度における財政状況の見通しを作成する。

3. 歳入

(1) 町税

現下の経済情勢を反映して本町の自主財源である町税においても増収は考えられないと思われる。

平成17年度地方財政計画で、個人所得割で1.8%増、法人税割18.3%増、固定資産税、0.6%増、軽自動車税は0.0%であるが、平成17年度においては、平成16年度における決算を参考に算出した。

個人町民税については、平成17、18年度は1%増とし、平成19年度以降は平成18年度と同額とした。ただし、平成18、19年度は税制の改正により定率減税の縮減を考慮して算出した。

法人町民税については、地方財政計画では大幅増となっていますが、本町においては景気の回復が歳入に現れていないことから、17年度以降は平成16年度と同額として算出した。

固定資産税については、ゴルフ場の滞納繰越分の収入を除いた額で17年度以降の伸率を0%として算出した。

軽自動車税、町たばこ税については、17年度以降の伸率を0%として算出した。

表1 町税の収入見込額

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
町民税(個人)	417,955	417,810	421,988	451,208	476,208	476,208	476,208
町民税(法人)	188,986	185,444	185,444	185,444	185,444	185,444	185,444
固定資産税	798,789	845,548	816,606	816,606	816,606	816,606	816,606
軽自動車税	31,668	32,317	32,317	32,317	32,317	32,317	32,317
町たばこ税	118,129	116,960	116,960	116,960	116,960	116,960	116,960
計	1,555,527	1,598,079	1,573,315	1,602,535	1,627,535	1,627,535	1,627,535

(2) 地方譲与税

地方譲与税については、本町では、自動車重量譲与税、地方道路譲与税があり、平成15年度より自動車重量譲与税では、市町村道路整備に係る国庫補助負担の見直しに伴う影響額を勘案することとされ譲与割合が1/4から1/3に引き上げられたことにより、平成15年度決算額は67,343千円、平成16年度は71,264千円と増額傾向にあるが、国の施策による地方譲与税の変動の見

見込みが困難であることから、17年度以降は伸率0%として算出した。

地方道路譲与税については、平成16年度決算額は25,465千円となり、平成17年度は地方財政計画によると1.0%増であるが、17年度以降は自動車重量譲与税と同様な理由で伸率を0%として算出した。

また、「三位一体の改革」による税源移譲として平成16年度から所得税の一部を所得譲与税として移譲され、平成16年度は32,246千円、平成17年度は国が示しました67,750千円とし、今後の伸率を推計することが困難でありますので、18年度以降は伸率0%として算出した。

表2 地方譲与税

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
所得譲与税	0	32,246	67,750	67,750	67,750	67,750	67,750
自動車重量譲与税	67,343	71,264	71,264	71,264	71,264	71,264	71,264
地方道路譲与税	23,115	25,465	25,465	25,465	25,465	25,465	25,465
計	90,458	128,975	164,479	164,479	164,479	164,479	164,479

(3) 利子割交付金

利子割交付金については、平成16年度決算額は13,000千円となり、平成17年度は地方財政計画によると45.3%減であることから、平成17年度においては、7,100千円とし、平成18年度以降は金利の上昇が見込めず、伸率を0%として算出した。

表3 利子割交付金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
利子割交付金	13,988	13,000	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
計	13,988	13,000	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100

(4) 配当割交付金

配当割交付金については、平成16年度より新たに設置されは交付金であるため今後の伸率を推計することが困難でありますので、17年度以降は伸率0%として算出した。

表4 配当割交付金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
配当割交付金	0	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
計	0	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227

(5) 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得割交付金については、平成16年度より新たに設置されは交付金であるため今後の伸率を推計することが困難でありますので、17年度以降は伸率0%として算出した。

表5 株式等譲渡所得割交付

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
株式等譲渡所得割交付金	0	2,471	2,471	2,471	2,471	2,471	2,471
計	0	2,471	2,471	2,471	2,471	2,471	2,471

(6) 地方消費税交付金

地方消費税交付金については、平成16年度決算額は175,044千円となり、平成17年度は

資料 6

地方財政計画によると 0.2%増であるが、平成 17 年度以降は経済情勢を見ますと景気回復が見込めないことから伸率を 0%として算出した。

表 6 地方消費税交付金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地方消費税交付金	158,923	175,044	175,044	175,044	175,044	175,044	175,044
計	158,923	175,044	175,044	175,044	175,044	175,044	175,044

(7) ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金については、平成 15 年度に利用税の税率の等級が変わったため平成 16 年度決算額は 24,768 千円となり、平成 17 年度以降は、本町のゴルフ場が平成 15 年度に会社更生法が適用されたため、利用者の減少が見込まれることから、以降の伸率を 5%として算出した。

表 7 ゴルフ場利用税交付金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
ゴルフ場利用税交付金	29,738	24,768	23,530	22,353	21,235	20,174	19,165
計	29,738	24,768	23,530	22,353	21,235	20,174	19,165

(8) 自動車取得税交付金

自動車取得税交付金については、平成 16 年度決算額は 55,639 千円となり、平成 17 年度は地方財政計画によると 0%であり、経済情勢を見ますと景気回復が見込めないことから以降の伸率を 0%として算出した。

表 8 自動車取得税交付金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
自動車取得税交付金	53,253	55,639	55,639	55,639	55,639	55,639	55,639
計	53,253	55,639	55,639	55,639	55,639	55,639	55,639

(9) 地方特例交付金

地方特例交付金については、平成 11 年度の地方税制改正において対処され、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための財源として交付されるものである。

平成 16 年度は、54,381 千円と確定しており、平成 17 年度は伸率を 0%とし、平成 18 年度以降は税制改正により定率減税が段階的に縮減されることを考慮し算出した。

表 9 地方特例交付金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地方特例交付金	57,166	54,381	54,381	27,191	0	0	0
計	57,166	54,381	54,381	27,191	0	0	0

(10) 地方交付税

地方交付税については、平成 16 年度の普通交付税は 1,999,466 千円となり、平成 17 年度の地方財政計画によると 0.1%増であります。国の施策では平成 17、18 年度は平成 16

資料 6

年度の総額を確保することとなっていますので、平成17、18年度は平成16年度と同額とし、平成19年度以降は、地方歳出の抑制を図ることや引き続き事業費補正、段階補正の算出方法を見直していく方針であることから伸率を5%減として算出した。

表10 地方交付税

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
普通交付税	1,899,634	1,999,466	1,999,466	1,999,466	1,899,493	1,804,518	1,714,292
特別交付税	459,552	448,523	448,523	448,523	426,097	404,792	384,552
計	2,359,186	2,447,989	2,447,989	2,447,989	2,325,590	2,209,310	2,098,845

(11) 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金については、平成16年度決算額は4,038千円となり、平成17年度は地方財政計画によると0.0%であるが、以降の伸率1%減として算出した。

表11 交通安全対策特別交

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
交通安全対策特別交付金	4,196	4,038	3,998	3,958	3,918	3,879	3,840
計	4,196	4,038	3,998	3,958	3,918	3,879	3,840

(12) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、保育料、老人保護措置等があり、平成16年度決算に基づいて算出した。

表12 分担金及び負担金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
民生費負担金	80,798	94,111	94,111	94,111	94,111	94,111	94,111
教育費負担金	636	604	604	604	604	604	604
衛生費負担金	0	0	0	0	0	0	0
計	81,434	94,715	94,715	94,715	94,715	94,715	94,715

(13) 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、使用料として総合福祉センター、葬斎場、町営住宅、体育施設等の使用料があり、手数料として諸証明手数料、ごみ袋販売手数料があり、平成16年度決算に基づいて算出した。

表13 使用料及び手数料

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
使用料	96,385	103,750	107,284	111,684	111,684	111,684	111,684
手数料	72,279	68,231	68,231	68,231	68,231	68,231	68,231
計	168,664	171,981	175,515	179,915	179,915	179,915	179,915

(14) 国庫支出金

国庫支出金については、負担金、補助金、委託金の節ごとに区分して算出した。ハード事業の補助金については主要事業実施計画に基づき、その他の事業については、平成16年度決算に基づいて算出した。

表14 国庫支出金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
国庫負担金	292,467	213,969	193,573	193,573	193,573	193,573	193,573
国庫補助金	537,616	494,222	471,487	98,569	8,892	8,892	8,892
委託金	7,332	6,104	6,075	6,075	6,075	6,075	6,075
計	837,415	714,295	671,135	298,217	208,540	208,540	208,540

(15) 県支出金

県支出金については、国庫支出金と同様の方法で算出した。

表15 県支出金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
県負担金	136,902	97,140	86,623	86,659	86,623	86,659	86,623
県補助金	152,962	160,791	225,036	126,892	127,744	118,796	107,448
委託金	31,129	25,489	24,908	15,908	38,261	15,908	24,908
計	320,993	283,420	336,567	229,459	252,628	221,363	218,979

(16) 財産収入

財産収入については、財産運用収入と財産売却収入があるが、17年度以降は町有財産の売却を行わないとして財産運用収入だけを平成16年度決算に基づいて算出した。

表16 財産収入

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
財産運用収入	1,571	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157
財産売却収入	2,415	762	0	0	0	0	0
計	3,986	1,919	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157

(17) 寄附金

寄附金については、寄附の見込みがたたないため0円として算出した。

表17 寄附金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
寄附金	55,000	100	0	0	0	0	0
計	55,000	100	0	0	0	0	0

(18) 繰入金

繰入金については、財政調整基金等を取り崩さないことを前提に、特定目的基金の取り崩しを行うこととして算出した。

表18 繰入金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21

資料6

財政調整基金等	721,703	408,109	0	0	0	0	0
失業保険金立替基金	935	935	935	935	935	935	935
生活扶助等繰替基金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
高額療養費支払基金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
用品調達基金	43	57	0	0	0	0	0
地域福祉基金	182	165	165	165	165	165	165
西川沿岸かんがい基金	503	500	500	500	500	500	500
農業育成基金	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	0	0
計	737,366	423,766	15,600	15,600	15,600	4,600	4,600

(19) 繰越金

繰越金については、平成17年度は、平成16年決算により算出し、平成18年度以降は、前年度における歳入歳出差引額がマイナスのため0円として算出した。

表19 繰越金

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
繰越金	89,143	127,098	0	0	0	0	0
計	89,143	127,098	0	0	0	0	0

(20) 諸収入

諸収入については、延滞金、預金利子、貸付収入、雑入、受託収入があり、平成16年度決算に基づいて算出した。

表20 諸収入

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
延滞金加算金及び過料	366	108	108	108	108	108	108
町預金利子	23	5	5	5	5	5	5
貸付金元利収入	18,006	17,006	26,115	25,615	25,115	24,615	24,115
雑入	84,600	112,345	159,600	184,600	184,600	167,100	84,600
受託事業収入	402	393	393	393	393	393	393
計	103,397	129,857	186,221	210,721	210,221	192,221	109,221

(21) 町債

町債については、主要事業実施計画書に基づき起債額を算出した。臨時財政対策債については、平成17年度は前年比20%減とし、以降も減額されることを見越し10%減として算出した。

表21 町債

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総務債	0	6,500	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900
労働債	139,700	55,700	106,300	57,500	0	0	0
教育債	80,300	44,500	20,600	20,600	17,600	0	0
土木債	325,700	250,600	363,700	173,800	254,800	122,400	37,300

災 害 復 旧 債	1,700	0	0	0	0	0	0
減 税 補 て ん 債	22,200	282,700	26,800	26,800	26,800	26,800	26,800
臨 時 財 政 対 策 債	476,300	334,400	267,500	240,700	216,600	194,900	175,400
計	1,045,900	974,400	792,800	527,300	523,700	352,000	247,400

4 歳 出

人件費については、職員給与は国家公務員に対する人事院勧告に基づき改定を行っているが、人事院勧告も流動的であり、改定率を推定するのが極めて困難であるため、平成16年度決算を基礎にし、各年度の給与改定率を0%として算出した。また、定年退職者が平成17年度3名、平成18年度7名、平成19年度7名、平成20年度3名、平成21年度7名の予定であるため、各年度の退職手当を上乗せし、定年退職者の補充採用を行わないとして算出した。

各事業費については、平成15年度及び平成16年度決算並びに主要事業実施計画に基づき、それぞれの経費の推移を参考にしながら算出した。

公債費については、主要事業実施計画に基づき算出した町債の元利償還金を加算して各年度分を算出した。

歳入歳出見込一覧表

(単位：千円)

	項 目	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
入	地 方 税	1,555,527	1,598,079	1,573,315	1,602,535	1,627,535	1,627,535	1,627,535
	地 方 譲 与 税	90,458	128,975	164,479	164,479	164,479	164,479	164,479
	利 子 割 交 付 金	13,988	13,000	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
	配 当 割 交 付 金	0	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227	2,227
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	0	2,471	2,471	2,471	2,471	2,471	2,471
	地 方 消 費 税 交 付 金	158,923	175,044	175,044	175,044	175,044	175,044	175,044
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	29,738	24,768	23,530	22,353	21,235	20,174	19,165
	自 動 車 取 得 税 交 付 金	53,253	55,639	55,639	55,639	55,639	55,639	55,639
	地 方 特 例 交 付 金	57,166	54,381	54,381	27,191	0	0	0
	地 方 交 付 税	2,359,186	2,447,989	2,447,989	2,447,989	2,325,590	2,209,310	2,098,845
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,196	4,038	3,998	3,958	3,918	3,879	3,840
	分 担 金 及 び 負 担 金	81,434	94,715	94,715	94,715	94,715	94,715	94,715
	使 用 料 及 び 手 数 料	168,664	171,981	175,515	179,915	179,915	179,915	179,915
	国 庫 支 出 金	837,415	714,295	671,135	298,217	208,540	208,540	208,540
	県 支 出 金	320,993	283,420	336,567	229,459	252,628	221,363	218,979
	財 産 収 入	3,986	1,919	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157
	寄 附 金	55,000	100	0	0	0	0	0
	繰 入 金	737,366	426,563	15,600	15,600	15,600	4,600	4,600
	繰 越 金	89,143	127,098	96,647	0	0	0	0
	諸 収 入	103,397	129,857	186,221	210,721	210,221	192,221	109,221
町 債	1,045,900	1,030,400	822,800	557,300	553,700	352,000	247,400	
歳 入 合 計	7,765,733	7,486,959	6,910,529	6,098,069	5,901,714	5,522,369	5,220,872	
出	議 会 費	89,080	85,075	85,075	85,075	90,075	90,075	90,075
	総 務 費	624,292	429,796	250,994	254,503	277,721	248,401	255,141
	民 生 費	1,285,458	1,436,667	1,421,180	1,436,302	1,451,813	1,467,722	1,484,041
	衛 生 費	723,123	667,294	693,729	700,191	700,191	700,191	700,191
	労 働 費	391,879	320,878	354,141	190,579	0	0	0
	農 林 水 産 業 費	114,878	90,604	53,229	53,034	55,004	42,034	42,034
	商 工 費	27,207	25,438	25,438	24,938	24,438	23,938	23,438
	土 木 費	1,153,135	1,150,396	1,370,453	775,894	870,103	723,761	458,682
	消 防 費	336,628	316,379	321,977	327,687	333,511	339,451	345,511
	教 育 費	526,122	394,775	386,245	391,579	420,509	388,541	388,541
	災 害 復 旧 費	19,224	0	0	0	0	0	0
	公 債 費	902,444	1,172,729	899,328	898,956	920,105	905,475	834,039
	諸 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0
	予 備 費	0	0	0	0	0	0	0
人 件 費	1,445,166	1,300,281	1,288,151	1,387,821	1,325,781	1,192,617	1,279,573	
歳 出 合 計	7,638,636	7,390,312	7,149,940	6,526,559	6,469,250	6,122,206	5,901,266	
歳 入 歳 出 差 引 計	127,097	96,647	239,410	428,490	567,537	599,838	680,394	

財政調整基金等の状況

平成17年5月31日(単位:千円)

基金の名称	平成15年度末 基金現在額	平成16年度中		平成16年度末 基金現在額
		積立額	取崩額	
財政調整基金	448,956	20,240	20,000	449,196
土地開発基金	37,745	22	25,000	12,767
公共施設改築事業基金	104,237	79	60,000	44,316
減債基金	221,119	100,184	73,109	248,194
ふるさとづくり事業基金	208,395	160	170,000	38,555
庁用自動車購入費基金	8,357	1,002	2,300	7,059
地域福祉基金	245,459	166	165	245,460
職員退職手当基金	172,556	72,671	60,000	185,227
西川沿岸かんがい基金	71,299	42	500	70,841
九州縦貫道照明管理基金	1,654	0	497	1,157
中山間ふるさと基金	10,641	9	0	10,650
農業育成基金	44,021	28	11,000	33,049
合計	1,574,439	194,603	422,571	1,346,471
かんがい揚排水施設基金	5,628,046	16,741	20,388	5,624,399
パイプライン水利施設基金	753,989	3,288	4,056	753,221
総合計	7,956,474	214,632	447,015	7,724,091

歳入科目の解説

町 税	
*町 民 税	個人町民税、法人町民税
*固 定 資 産 税	固定資産税（土地、家屋、償却資産の所有者に対して賦課する税） 国有資産等所在市町村交付金（県営住宅、国有地の貸付資産、国有林野の土地に対して課する税）
*軽 自 動 車 税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課する税
*町 た ば こ 税	製造たばこの売渡し又は消費等に課する税。課税は、卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合に、製造たばこの当該売渡し等の小売定価及び売渡し等に係る製造たばこの本数を基礎として卸売販売業者に課せられる。
地方譲与税（国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税）	
*所 得 譲 与 税	個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として所得譲与税を地方公共団体に対し譲与するものである。所得譲与税は、毎年度の所得税法の規定より、都道府県及び市町村に対し譲与するもので、その2分の1に相当する額を市町村に対し、最近の国勢調査の結果による人口で按分して譲与するものである。
*地 方 道 路 譲 与 税	地方道路税の徴収金を財源とし、当該徴収地の徴収額に関係なく、別の交付基準によって按分交付され、その用途については、地方道路譲与税第6条の規定からその全額を道路に関する費用にあてなければならないとされている目的財源である。
*自 動 車 重 量 譲 与 税	自動車重量税法により、国税として徴収される自動車重量税の収入額の4分の1に相当する額を都道府県を通じて市町村の道路財源として譲与されるものである。 譲与金の算定方法は、一つは市町村に譲与すべき額の2分の1の額を市町村道の補正後の数値の延長に按分した額とし、残りの2分の1の額は市町村道の補正後の面積に按分した額を配分するものとされる。
利 子 割 交 付 金	利子割は所得に対する課税であるため、市町村民税所得割に相当するものとして、利子割交付金制度が設けられている。道府県は、市町村に対し、利子割額の95%の5分の3相当額を市町村の個人道府民税額で按分して交付する。
配 当 割 交 付 金	平成16年1月1日以後に支払いを受ける一定の上場株式等の配当に対しては、他の所得と分離し、県民税として「配当割」が課税

される。納入された配当割から事務費（5%）を控除した後の100分の68に相当する額を市町村に交付されこととなっている。

株式等譲渡所得割交付金

平成16年1月1日以後に発生する源泉徴収口座内の株式等の譲渡に対して、他の所得と分離し、県民税として「株式等譲渡所得割」が課税される。納入されたか株式等譲渡所得割ら事務費（5%）を控除した後の100分の68に相当する額を市町村に交付されこととなっている。

地方消費税交付金

地方消費税は、条例によって都道府県が課する地方税であり、消費税と同様、広く消費に負担を求める消費課税である。都道府県は、精算を行った後の金額の2分の1に相当する額を地方消費税交付金として都道府県内の特別区及び市町村に対して交付額の2分の1を人口で、他の2分の1を従業者数で按分して交付することとなっている。

自動車取得税交付金

自動車取得税は道府県の目的税として、道路に関する費用に充てるため創設されたものであるが、このうち市町村に対する交付金として、道府県に納付された自動車取得税から徴税費の額を控除した額（100分の95とされている。）の70パーセント相当額を市町村に交付するものである。

地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性質を有する財源として、国から地方へ交付されるものです。地方特例交付金の総額は、各年度の恒久的減税による総減収見込額の4分の3に相当する額から、たばこ税の一部の地方への委譲による増収見込額及び法人税に係る地方交付税率の引上げによる措置額を控除した額とされている

地方交付税

すべての地方公共団体に対して、それぞれの財政需要に即して必要な財源を確保するために、国民の負担とする租税を国と地方公共団体のそれぞれの財政需要によって配分することにより、地方公共団体の財源保障を確保するとともに地方公共団体に与えるべき財源のうちの一部についての地方公共団体の財源調整制度として行なわれているものが地方交付税である。しかし、これは国庫支出金のごとく、特定の事務、事業の経費に当てることが義務付けられ、その用途が限定されているものではなく、交付された地方公共団体の一般財源として使用されるものである。

地方交付税法第6条第1項により地方交付税の総額は、所得税及び酒税の収入額のそれぞれ100分の32、法人税収入の100分の

35.8、消費税の収入額の100分の29.5並びにたばこ税の収入見込額の100分の25の額と定めている。

地方交付税は普通交付税と特別交付税とに区分され、その比率は94対6とされている。

*普通交付税

地方交付税の主体をなすもので、各地方公共団体について、合理的基準によって算定したあるべき一般財源所要額としての基準財政需要額が、同じくあるべき税収入としての基準財政収入額を越える額(財政不足額)を基礎として交付される。(基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 普通交付税)

*特別交付税

普通交付税の基準財政需要額の算定方法によって、捕捉されなかった特別の財政需要がある場合、基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入がある場合、普通交付税の算定期日後に生じた災害等のため、特別の財政需要がある場合にこれらの事情を各地方公共団体に考慮して交付されるものである。

交通安全対策特別交付金

現下の激増する交通事故に対処するため、地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設置及びその管理に要する経費に充てるため創設された財政制度であり、道路交通法第128条第1項の規定により納付される交通反則金に係る収入見込額から郵政取扱手数料相当額、通告書送付費支出金相当額を控除した金額が都道府県及び市町村に交付されるものである。

交付金の交付額の算定は、各地方公共団体の区域内における過去2年の警察庁調による交通事故発生件数(人身事故に限る。)の平均値、最近の国勢調査による人口集中地区人工及び前年4月1日現在における国土交通省の道路設置現況調査による改良済道路の延長(規格改良済道路延長から有料道路の供用延長を控除した数値をいう。)の3つの指標により算定される。

交付金は、地方公共団体が行なう単独事業で、横断歩道橋、歩道、道路標識、踏切道の舗装、救急自動車道路標識、反面鏡、区画線等道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用にあてなければならないものである。

国庫支出金

国は地方公共団体に対して負担金、補助金、交付金、補給金、委託金等各種名称によって支出金を交付している。これらを総称して国庫支出金と呼ぶ場合もあるが、一般的には、地方交付税交付金等のように用途が特定されていないものを除外し、特定財源としての性格を有するものを指しており、地方財政法18条に規定する「国庫支出金」はこの意味で用いられる。

国庫支出金には、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金に分類される。

都道府県支出金	<p>都道府県は、市町村や各種団体あるいは個人に対して、法令の規定に基づき又は行政上の必要によって、負担金、補助金、委託金の交付をする場合がある。これらの都道府県の支出金を指して広義に都道府県支出金と呼ぶ場合もあるが、法令上の用語としては、市町村に対する支出金をいう。</p> <p>都道府県支出金には、都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。</p> <p>都道府県支出金は、国庫支出金と同じく負担金、補助金、委託金に区分される。</p>
財産収入	<p>財産収入とは、地方公共団体が有する財産に係る貸付け、私権の設定、出資、交換又は売払いによって生ずる現金収入をいう。ただし、行政財産及び公の施設の使用に係る使用料は含まれていない。</p> <p>財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいうが、それ以外の財産的価値のある資産について現金収入を生ずる場合を含むことがある。</p>
寄附金	<p>寄附金とは、ある者が、他の者の行う一定の事業に要する経費に充てるために、相当の反対給付を受けることなく、金銭又は特定の財産を給付することで、民法上贈与と呼ばれているものである。</p>
繰入金	<p>地方公共団体の各会計間、すなわち一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動を表わす用語として、繰入金という用語を使用している。</p> <p>繰入金には、特別会計繰入金、基金繰入金があり、特別会計繰入金とは、病院会計、水道事業会計等特別会計からの繰入金がある。基金繰入金には、財政調整基金取り崩し繰入金、学校建設基金取り崩し繰入金、各種貸付制度繰入金等がある。</p>
繰越金	<p>一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額を繰越金という。繰越金は決算上の純余剰金である純繰越金と前年度から繰り越された歳出予算の財源に当てるべき繰越金の2つに分けられる。</p>
諸収入	<p>地方公共団体の一般会計における歳入予算の計上科目の一つで、特定の歳入のための科目ではなく、他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称で、おおむね次の内容となる。</p> <p>延滞金、加算金及び過料、預金利子、公営企業貸付金元利収入、貸付金元利収入、受託事業収入、公益事業収入、雑入がある。</p>

町

債

町債は、地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいう。
地方公共団体の歳出は、町債以外の歳入をもって賄うことが原則とされているが、臨時突発的に多額の出費を余儀なくされる場合とか、収益的な投資のように将来の住民にも経費を分担させ、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合等には、町債を経費の財源とすることができる。